平成２２年（フ）第２１７１号
愛知県春日井市東野町６丁目13番地12
破産者　北角　重次
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１７２号
愛知県春日井市東野町６丁目13番地12
破産者　北角　良子
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４９５号
名古屋市港区惟信町３丁目30番地の１
破産者　筒井　清隆
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７１１５号
大阪市東淀川区井高野３丁目11番21―703号
破産者　唐木田清美
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２７号
大阪市中央区日本橋２丁目12番28号　和光マンション601
破産者　宮里　保秀
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０６５号
大阪府東大阪市新喜多２丁目６―27朝日プラザ小阪Ａ棟6025、開始決定時の住所大阪府東大阪市永和１丁目26番20―607号
破産者　かつらやこと　川城　　優
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１７１号
大阪市港区磯路１丁目６番５号、前住所大阪府吹田市末広町21番60―104号
破産者　中川　和成
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４００号
大阪府吹田市藤が丘町14番21―301号
破産者　水谷　拓司
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４９７号
大阪府枚方市招提大谷３丁目40番５―606号
破産者　金澤　彰子
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１８８号
大阪府豊中市庄内幸町４―３―５　六車敏夫方、開始決定時の住所大阪府豊中市庄内栄町３丁目12番25―501号
破産者　玉城　宏子
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９５４号
大阪府八尾市安中町２丁目１番65号
破産者　米田　賢一
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５７号
兵庫県川西市小戸３丁目21番２号
破産者　白藤　　茂
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３１号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―840号、前住所兵庫県西宮市高須町１丁目１番16―1108号
破産者　櫻井　聡介
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６９６号
兵庫県姫路市船津町2027番地７
破産者　宮川　義則
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０６号
北海道夕張市南清水沢２丁目23番地２
破産者　武山　　登（旧姓次村）
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第４５７号
青森県つがる市木造千代町40番地
破産者　松木　優子
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５号
岩手県宮古市山口４丁目４番２―１号　県営住宅、開始決定時の住所岩手県宮古市緑ヶ丘３番16号
破産者　中別府節雄
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第１３０７号
京都市中京区猪熊通御池上ル最上町388　二条荘201、開始決定時の住所京都市中京区西ノ京樋ノ口町36番地の46
破産者　木村　　進
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係